

北海道選挙管理委員会告示第36号

北海道選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和3年9月9日

北海道選挙管理委員会委員長 石塚正寛

北海道選挙執行規程の一部を改正する規程

北海道選挙執行規程（平成12年北海道選挙管理委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

第42条の次に次の1条を加える。

（北海道議会議員の選挙におけるビラの届出及び証紙の交付に関する事務）
第42条の2 前2条に規定する事務は、北海道議会議員の選挙にあつては、当該選挙の区域を所管する支所又は出張所の長において行うものとする。
別記第45号様式その1中「㊟」を削り、同様式その1備考に次の1事項を加える。

- 4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第45号様式その2中「㊟」を削り、同様式その2備考に次の2事項を加える。

- 4 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。
- 5 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつて

は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第45号様式その3中「㊟」を削り、同様式その3備考に次の2事項を加える。

4 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

5 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第45号様式その4中「㊟」を削り、同様式その4備考に次の1事項を加える。

4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第56号様式の備考中「代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出」の次に「及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出」を加える。

別記第58号様式の備考2中「代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出」の次に「及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出」を加える。

別記第65号様式の備考3中「代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出」の次に「及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出」を加える。

附 則

この規定は、令和3年9月9日から施行する。